

佐賀県知事 山口 祥義 様

住 所 佐賀県佐賀市新中町 8-20 リファイン佐賀敷地内
団 体 名 一般社団法人ぶらむ佐賀
代表者職・氏名 理事長 犬丸理枝子

佐賀県ふるさと寄附金「NPO等を指定した支援」による
寄附金活用実績報告書

令和3年2月16日付け県協第2227号により寄附金交付決定通知のあった佐賀県ふるさと寄附金「NPO等を指定した支援」を活用して下記のとおり事業を実施したので、佐賀県ふるさと寄附金（「県民協働の地域づくり」及び「NPO等を指定した支援」）による寄附金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 活用実績報告書（様式第6号 別紙1）
- 2 収支決算書（様式第6号 別紙2）

令和 2 年度寄附金活用実績報告書

事業名	高次脳機能障害の家族会支援とグループホーム設立事業
寄附受入額	567,000 円
事業内容 (いつ、どこで、誰が、何を、どのように実施したのかについて記載)	
<p>今年度は、コロナの影響により当初予定していた家族交流会や、視察ができない状態となってしまった。このような環境の中で、グループホーム設立に向けて、コロナ禍で、他地域ではどのように対応しているのか、といった部分の意見交換や会議への参加を行った。勉強会についてもオンラインで開催されているものに参加するにとどまった。</p> <p>1. 家族交流促進事業</p> <p>家族会の会員同士の交流を通して、各家庭で抱える高次脳機能障害に対する不安や悩みを相談し合い解消し、1人で悩まなくていい環境づくりを目指すため、家族会、勉強会の開催を実施した。</p> <p>① ぶらむ佐賀 家族会開催</p> <p>■回数：2回</p> <p>■参加者：20名</p> <p>② 勉強会開催</p> <p>■回数：3回</p> <p>■参加者：12名</p> <p>2. グループホーム設立に向けた勉強会へ参加</p> <p>コロナ禍での相談活動の方法など、他地域との意見交換などを行った。</p> <p>① 弁護士達との意見交換会 (高次脳機能障害者の支援について)</p> <p>■開催日：2021年1月26日 ※Web会議</p> <p>■参加者：9名</p> <p>3. グループホーム設立に向けた人材募集、人材育成</p> <p>今回は、人材育成を予定していたが、人材募集等の準備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページの刷新・リーフレットのデザインの刷新	
事業実施の成果・効果 (見込み)	

※提出期限までに成果・効果を示すことが困難な場合は、成果・効果の見込みを記入してください。

①高次脳機能障害の当事者・家族会の悩みや不安を解消し、より良く生きられる環境ができる。

・交流会の開催 2回開催 20名/勉強会 3回開催 12名

②グループホームを設立するにあたって、不動産や弁護士などの専門家に、助言等をいただき、設立までのロードマップを描くための相談をおこなった。

・コロナ禍での相談対応や他エリアでの事業についての意見交換会、勉強会

③その他、コロナ禍の中でも、家族会の方々との繋がりを作るために、LINE等での無料通話やオンラインの導入など新しい取り組みを模索、検討を行なった。

今年度は、想定外の環境の変化により、思うような活動ができず、他県との情報交換などが難しくなったため、次年度以降は設備等の充実も検討し、グループホーム設立に向けた、新たな取り組みも考えていきたい。

(様式第6号 別紙2)

収 支 決 算 書

事業名		高次脳機能障害の家族会支援とグループホーム設立事業	
区 分		予算額 (円)	備 考
収 入	佐賀県ふるさと寄附金	567,000	第1回交付：
			第2回交付：
			第3回交付：
			第4回交付：567,000円
		収入 計	567,000
支 出	人件費	21,200	パートアルバイト料として 運営に関する事務局サポートの人件費 として
	会議費	10,882	家族会の会場や飲み物等
	消耗品費	28,039	事務用品や文房具、除菌関係商品等
	会費	10,152	日本高次脳機能障害友の会年会費
	委託費	30,000	ホームページ刷新のデザインと構築
	管理費	30,000	ホームページ年間管理費
	雑費	30,976	ゲームの材料、香典等
	返礼品等の調達に係る費用	212,060	※商品代、送料込みの金額
	返礼品等の送付に係る費用	0	
	広報に係る費用	0	
	事務に係る費用	0	
	グループホーム設立に向けた 積立金	193,691	グループホーム設立に向けた積立金
	支出 計	567,000	

○支出区分は、謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、使用料等に分けて記載してください。

経理上の区分名で記載して構いません。

○領収書等は事業終了後5年間保存してください。